

令和2年度平塚市自殺対策会議 議事録

日 時 令和2年9月23日（水）15時～16時45分
場 所 平塚市役所本館3階302会議室
委 員 斎藤委員、大谷委員、内門委員、遠藤委員、深堀委員、高橋（勇）委員、岩崎委員、百武委員、近内委員、長崎委員、小島委員、高橋（豊）委員
※オブザーバーとして、川崎委員に代わり石川学校教育部長が出席
事務局 岩崎福祉部長、小菅福祉総務課長、山崎担当長、立花主任、神戸主事補
傍聴者 0人

（議題）

- （1）国及び県の自殺対策にかかる動向について
- （2）平塚市の自殺の現状と取組について
- （3）各委員からの情報提供、意見交換
- （4）その他

【配布資料】

平塚市自殺対策会議次第

名簿

座席表

資料1：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議主管課長会議資料抜粋

別 添：厚生労働省通知「自殺対策への重点的な取組に係る緊急要請について」

資料2-1：平塚市の自殺者推移

資料2-2：平塚市の自殺の現状（地域自殺実態プロフィール資料抜粋）

資料2-3：こころと命のサポート事業（自殺対策）平成31年度実績及び令和2年度実施状況

資料2-4：地域福祉リーディングプランについて

資料2-5：チラシ「神奈川県こころとくらしの相談会」

参考資料1：平塚市民のこころと命を守る条例

参考資料2：平塚市自殺対策会議規則

参考資料3：平塚市自殺対策会議傍聴要領

参考資料：リーフレット「気づいてくださいこころのサイン 2020年版」

参考資料：チラシ「身近な・大切な方を亡くされたあなたへ 令和2年度」

参考資料：チラシ「ファックス・メールによる自死遺族のわかちあいと相談」

参考資料：労働基準監督署提供資料「令和2年度 労働衛生行政のあらまし 他」

- 開会に先立ち、岩崎福祉部長からの委嘱状交付及び挨拶
- 委員自己紹介及び事務局紹介
- 委員長、副委員長の選任について、委員長に斎藤委員、副委員長に深堀委員を選出
- 会議の公開について事務局からの説明

これより委員長による議事進行

国及び県の自殺対策にかかる動向について、資料1、別添資料をもとに事務局から説明。

平塚市の自殺の現状と取組について、資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5をもとに事務局から説明。

【質疑】

委員長

今コロナ禍ということで、先ほどから自殺のデータに影響を与えているのではないかと
いう意見がいくつか出されていますが、その点については、今後どのような取組を考えてい
るのでしょうか。

事務局

現時点では目立って平塚市内の自殺者数が増えているという状況にはありません。しかし、生活困窮者の相談窓口も福祉総務課で担当していますが、相談数が3倍以上という状況になっており、やはり今回深刻な状況になっていると改めて認識しています。大事なことは、相談できる場所があるということを広く皆さんに知っていただき相談につなげていくことです。どの方が困っているのかというのを把握するのは難しいことですが、様々なところに情報を得られるような配慮をして、支援につなげていくことを考えています。取組の一つとして、今まで行っていないスーパーマーケット等への相談窓口案内リーフレットの配架やデジタルサイネージという形で、数秒間にはなりますが、こういったところで相談できますという投げかけを視覚的に通り過ぎる方にわかるような形で行っています。地道な取組ですが、そのような取組を続けていきたいと考えています。

委員長

新たな取組をするというよりも、既存の取組の中で、十分やっつけていけることではないかと思
っていますので、そのような取組はとても効果的ではないかと思います。このコロナ禍問
題に関しまして、いろいろな御立場の方が今日お見えになっていますが、何か提案や感じて
いることなどありましたら教えていただけますでしょうか。生活の問題、労働の問題が結構
コロナ禍影響していると思いますが労働関係ということで副委員長いかかでしょうか。

副委員長

色々な会員企業がいられますが、企業からは、営業や社外講習等に出ることができないことや同じ会社の中でも、本社と工場が離れていることで、対面での打ち合わせや現地確認ができないといったところにストレスを感じている方がいるということを知っています。また、在宅勤務が多くなってきていて、その在宅勤務のなかで、不平等が起きていて、「彼は会社に行っても、私は在宅勤務ばかりだ。」とか、あるいは「このまま在宅勤務で会社に戻れなくなってしまうのではないか。」というような不安を持っている方もいると伺っています。そういった中で各企業が今までどおりに活動を再開できるよう対応を模索しているという状況になっています。

議題3 各委員からの情報提供、意見交換

委員

関係資料ということでお配りしました「令和2年度 労働衛生行政のあらまし」についてです。「脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況」ですが、精神障害の労災補償状況は、去年は労災請求件数が198件で、これまで150件弱くらいのもので大分増えています。決定件数自体はそれほど変わっていませんので、直ちに業務上認定されているものではありませんが、労災請求されているということは、精神疾患に関わる問題で請求行為に至っている方が増えていることがお分かりいただけると思います。コロナ禍で、相談自体も大変増えているところもあり、業務上認定されている数というのはそれほどないのですが、これから先も請求行為は増えていく可能性があると思います。「労働衛生行政の重点」の中では、トップ課題に産業保健活動、それからメンタル対策の推進ということになっています。労働基準監督署では、事業所における心の健康づくり計画の作成や昨年法改正があった産業保健機能の強化も打ち出していますので、これらも今業務にあたっている状況です。次に厚生労働省のホームページに掲載された資料についてですが、コロナの関係、自殺の関係に直結はしないかもしれませんが、相談自体は増えているということがはっきりしており、コロナの関係で相談できますということで、最近ではQRコードを掲載して、LINE、ツイッター、フェイスブックといったSNSなども相談のツールとして活用できるよう厚生労働省も発信をしています。また、神奈川労働局のホームページでは、こころの耳という厚生労働省のホームページへのショートカットのバナーを貼りつけて公開しております。この中の新型コロナウイルス感染症対策のこころのケアというものの中に横浜労災病院の山本医師の相談事例が掲載してありますので企業からの問い合わせがあった時にこちらの方も併せて御覧いただきたいと思います。それから、ストレスチェックなど心の健康づくり計画の助成金では、なかなか専門スタッフがいないような会社も多くあるということで、主に中小企業の方を対象に助成金事業を行っています。今年度も予算がついており、引き続きこちらも

御活用いただければと思います。現在、全国労働衛生週間の準備期間となっており、10月1日から7日までが全国労働衛生週間ということになります。例年、神奈川労務安全衛生協会での大会なども行っておりますが、今年度はコロナ禍で中止になっていて、思うようにいかない部分がありますが、事業そのものは行いますので、神奈川労働局としても局長メッセージを公表するなどの代替措置をとっておりますので、そちらも御承知いただきたいと思っております。働き方改革関連法に関するハンドブックでは、自殺の原因の一つに過重労働の場合があり、いわゆる上限規制というものが昨年大企業からスタートして、今年の4月からは中小企業にも広がっています。特定の分野についてはまだ猶予期間が設けられておりますが、基本的には今年の4月1日から時間外労働の上限80時間が適用されております。こういったもので我々もPRを徹底しております。従業員が50人以上の大きな会社は、サポート体制として産業医がいるなどの体制がありますが、50人に満たない会社は、産業医がいる会社が少ないので、そういった会社にも大きな会社と同じような保健サービスが受けられるように労働基準監督署ごとに地域産業保健センターを設置して、平塚にも設置しています。ぜひこちらの方も活用しながら、自殺対策を進めていただくようお願いしています。こういったこともありますということで情報提供させていただきます。

委員長

非常に多彩な取組をされていることを御説明で実感しました。

産業保健センターには、メンタルに関する専門の相談の方がいらっしゃるかと思います。コロナにまつわるような相談事が寄せられているのでしょうか。先ほど厚生労働省にはかなりそういった相談が寄せられているというお話ですが神奈川労働局としてはいかがでしょうか。

委員

個別の相談内容については承知していませんが、コロナに関係するような御相談があるということは聞いています。先ほど労務安全衛生協会の方からお話がありましたが、在宅勤務、テレワークに関連して、これまでのような人間関係がとれなくなってきたということです。出勤させようとして声をかけたけど、行く必要はあるのかという反応があったこと、家庭での仕事ということになるので、どのような環境で仕事をしているのか、会社側も把握できないということから非常に従業員の方のこころの健康が心配だという相談があるということは聞いています。

委員長

テレワークにまつわる問題も、身体は健康、フィジカルは健康になりそうですけれども、今後こころの問題が出てくるのかなと思いますので、そういったところからもサポートをぜひお願いしたいと思います。

委員

今年、平塚市子ども読書活動推進計画（第4次）が施行されましたが、昨年その計画素案に関するパブリックコメント募集がありました。『いのちの尊さをつたえる本』のリスト作成に関して、「いつも浜岳中学校区一地区だけでまとめているのは広がりがないので、全市的にやってはどうか」というご意見が寄せられていたということで、協議会事務局である中央図書館の方とも相談しました。平塚市は15の中学校区に分けて子ども読書活動推進協議会を立ち上げ、それを担う図書ボランティア同士をつなぐ役割として「平塚市子ども読書活動ネットワーク運営委員会」通称：読書ネットがあります。読書ネットの方から全地区に声を掛けていただき、新しい「いのちの尊さをつたえる本」のリストを作ってはどうかということで、計画中です。読書ネットが発行している図書ボランティア向け機関紙「LINK」に募集を掲載するという話です。15地区のうち活動休止中の地区もありますので、平塚市図書館に配架されるLINKで目に留まった方からも応募があれば、また広がっていきけるのではないかと考えております。

委員長

先ほども統計のところでお話がありましたが、10代の自殺がなかなか減っていないという現状を考えれば、10代も含めてのこういったターゲットへの取組がとても重要だと思います。命の尊さを伝えるような本、これは今どのくらいあがっているのでしょうか。

委員

具体的な数が今言えないのですが、私たちは、この絵本を読み聞かせすることで自分たちが愛されている、自己肯定感を育てる、人への思いやりをもってもらい、相手の気持ちに気付く、小さい生き物に対する思いやりをもつなど、絵本を読むことで色々なことが育つでしょうということで、直接的ないじめ問題や子どもの誕生に関するものなどと具体的には選ぶものを決めていないのです。そのため、本当にお母さんに抱っこして寝かせてもらうというようなストーリーが描かれているものでも、こんな風に小さい頃お母さんに大切にしてもらったなというのを思い出してもらい、そういうような絵本を選んでいきます。現在、いのちの尊さをつたえる本は、vol.4まで作っており、たくさん本が紹介されていると思います。先ほど市の説明で紹介があったホームページで2冊ずつ紹介するというものに関しては、読み聞かせに限らず、手に取って読んでもらえたらちょっと新しい視点が生まれるのではないかと、命に関する本を紹介するというような形で、対象年齢も子どもに限らず、子育て中のお母さんやお孫さんに向けて読んでいる方でもいいのではないかと、色々な年齢層に向けた本を選んでいきます。また、それもホームページだけにとどまらず、日の目を見るような形で本の展示などもできるといいなということで、今もそれに関

しては計画中です。

委員長

直接的に自殺を防ぐということ以上に基本となる人格形成という部分、そこに関わるような本を選んでいच्छやるといこと、とてもポピュレーションアプローチ（集団全体への働きかけ）として有効だなどと思いました。すばらしい取組だと思います。

委員

医師会の立場とは少し違うかもしれませんが、医師会での取組でいうと、だいたいどこの自治体でも精神科部会というものがあるのですが、平塚市の医師会には精神科部会というものはありません。ただ、やはり心の問題のニーズが大きいというところは医師会も感じておられて、一応今年度コロナがなければ、精神科部会まではいかないけれどもまずは地域の精神科医のネットワークを作らないといけないというようなことがあり、それを試みようとしていました。ただ、実際はコロナになっていますので、なかなかそこが停滞しているのかなというのが一つあります。医師会として直接自殺に関わっているかというやはりそこは難しく、コロナ対策、コロナが出ている病院の後方支援、PCR 検査をやっているところ、先ほど命の関係での話があったのですが、平塚市医師会は、平塚三師会で認知症三師会プロジェクトを今年度から始めました。これは SHIGETA ハウスといまして、東京慈恵会医科大学の繁田雅弘先生を代表とした一般社団法人永樹庵が2年前に認知症啓発のための場所として始めたところ、先ほど高齢者の人もやはり自殺者が多いといこと、そこは関係があるのだろうなというのが一つと、繁田先生自身が精神科医なのですが、平塚市内の江陽中学校で命の授業を2月25日に行っているのです。これはおそらくボランティアとして行っている活動で、その前には繁田先生の大学の方でもやられていますが、ただ命の授業をやるということに関してもやはりなかなか難しいというか、校長先生とかの理解がしっかり得られないと命にかかわる問題は色々な意見があると思います。ただ、私が知っている限りではそういう取組があります。

委員長

すばらしい取組の御紹介ありがとうございました。命の授業ですね。まさに命を大切に、自殺を予防するという意味でも重要な予防的取組だと思います。精神科のネットワークも、先ほどの取組をポピュレーションアプローチだとするならば、ハイリスクアプローチ（リスクの高い対象への働きかけ）としてもとてもすばらしい取組だと思いますので、非常に興味深く聞かせていただきました。

先ほど受け入れる学校側のお話が出ておりましたが、学校としてはこのような問題は何かお取組をされているのでしょうか。

オブザーバー

学校での取組ですが、コロナの関係で約3か月学校が休校になりました。学校再開に向けて、やはり児童・生徒がコロナ禍で心配だったりというのがかなりあると聞いていますので、学校再開に向けて、スクールカウンセラー、臨床心理士の相談を受ける機会を増やせるように人員を増強したりして対応しています。また、教育相談を専門に扱う部署、教育相談センターが教育委員会内にあるのですが、その職員が学校の教員向けに、学校再開後子どもたちにどのような接し方をしたらよいかというようなものを作って学校の先生方にも共有をしてもらって、学校再開後に子どもたちに向かい合っていただくようにしております。今回のコロナに関するものとしては、そういった取組をしております。

委員長

お子さんたちはこのコロナの問題で色々悩んでいたりストレスがあるというようなお話でしたけれども、どのような状況なのでしょう。

オブザーバー

直接の所管ではないので詳細についてはわからないのですが、やはり受験のことですとか勉強の進み具合というのは心配だということが例として出ているものだと思います。

委員長

コロナでなかなか授業が思うように進まない、大学側としても私も教える側で悩みがあるのですが、それを受け入れる子ども側もやはり不安に思っているというのは、とても重要な、そしてサポートしていかなければならない影響だと思いました。

委員

皆さんに御伺いしたいのですが、実は今回こういった形の対面形式での会議を行って、接触の機会、距離や換気などを気にして開催するということだと思いますが、我々も従来行っていた会議を中止したり、Web上で開催したりなどしております。顔を合わせないことによって、心が通わないとは言いませんが、そういった弊害も出ているのかなと思っていて、皆さんのところでこういったいわゆる三密を避ける中でのコミュニケーションの取り方で、御意見をいただければと思います。

委員長

とても重要な御指摘いただいたと思います。

委員

社会福祉協議会では様々な会議、ボランティアグループや地域の福祉団体との交流、福祉

会館や栗原ホームなどでの貸館業務などが例年通り実施できない状況が続いており、教室、講演会などの事業や、地域での募金活動などは中止や、三密を避け規模を縮小するなどの工夫をして取り組んでいる状況です。また支援を必要とする高齢者や障がい者宅への訪問も控え、健康状態などの必要な情報は電話での確認に変更するなど、コミュニケーションにも少なからず影響がでています。コロナ禍での状況の把握や情報収集については、様々な制限があるため、お互いの真意が伝わりにくくなり、コミュニケーションの取り方が難しく、課題が多いと考えます。

委員

民生委員としましては、いつも4月5月にかけて70歳以上の一人暮らしの調査が高齢福祉課から依頼されるのですが、今年はそれが中止になり、なかなか一人暮らしのところに伺う機会がなくなりました。私の地区に関しては、地域包括ケア推進課からフレイルの冊子をいただきまして、去年までの資料を基にして70歳以上の方にポスティングしました。その後、高齢者の方に買い物では会っても個別訪問することができなかつたのですが、私どもの自治会では、平塚市自治会連絡協議会の関係からマスクを650枚もらって、それを一人暮らしの高齢者に配ろうということになりました。お一人5枚ずつセッティングして、それにお手紙を入れて、私たち民生委員が個別訪問して配ることで色々お話を聞いたりもしてきています。また、子育て支援をしておりますが、だいたい12月までお休みにするという地域もあるようで、私どもも12月までお休みですが、再開しているところもあります。

また、私は個人的なボランティアとして高齢者サロンをしておりますが、3月からずっとお休みしてしまして、10月にやっとできるかどうかのかなと、ここで平塚の感染者の増加によってはまた中止にしなければいけないのかなと、そのような状況です。

委員

私は精神科の医者で外来もやっています。学会は、今年は全部Webでやる会議というのがあります。学会ならよいのですが、やはりオンラインでも限界があると思います。特にいわゆる精神科の診療においてオンラインでしようとしても無理があります。というのも、相手の表情など、そういうのをとらえるのが無理だと思います。だから基本的にいわゆる患者さんは減っていない状況です。やはり実際にいらして辛いことなどを話すこともありますし、オンラインとは関係ないかもしれないですが、実際コロナの影響で患者さんが増えた分野があります。それは、最近少し減りましたが、コロナの影響で、コロナに対しての恐怖心からいわゆるうつ状態になったりとか精神病像を呈したりというのが、夏頃は50、60代の方からもしくはもっと高齢者の方から、それとかなり重症な精神病像で「もう死ぬんだ」みたいな形で、そういった方の入院がありました。私は、月1回保健所でケースワーカーの方と一緒に4人くらいの方々のこころの相談みたいな形で相談にのるということをやっている、やはり離れて対面で話しているのですが、知らないうちにお互いマスクをとって

話しているのです。それくらい、本当に相談する、相談にのる、話すということになるとオンラインは完全に限界があると思っています。内科とかデータとかそういうもので判断できる、アドバイスできるものであればオンラインである程度クリアできる問題なのかもしれません。ただ、やはり精神科医療、こころの領域の問題をすべてオンラインでということは無理があると私は実感しております。

委員

三密を避けるためにということで、やはり私も同じように Zoom（ライブ配信）を活用して、この時代こういうやり方が多分これからも続くかなということを予想して、経営しているクリニックでは朝のカンファレンスを3か所で Zoom をつないでいるという形でやっているのと、あとは先ほどの SHIGETA ハウスではないですけど、認知症カフェは Web でやったりということをしています。全部そういう形で私も嫌だなというふうに思っているところです。共済病院に週1回、精神科医として非常勤で勤務していますが、3年前からひきこもりの40代半ばの男性が、今回のコロナでその人はここ最近ほとんど人と話していなかったのですが、ほとんど食事がとれない衰弱状態となって、今日、その人がおっしゃっていたのが、4月から僕はすごい自粛をしていて、それまでは一週間に1回は出かけていたのだけど、4月以降はまったく出なくなったというふうに話をしていました。だから、人によってコロナのとらえ方とか影響されやすさがすごく違って、精神的に少しそういうものを持っている方はもしかしたら影響を受けやすいのかなと思っています。

委員

債務整理などをやっておりますので、ゲートキーパーとして自殺念慮のある人と接する機会が多い職業なのですが、研修など従来集合形式だったのが一部 Web で行われております。Zoom を使ってリモートで会議をしております。一方、生活困窮者や多重債務者との相談につきましては、緊急事態宣言が出ている間は面談の相談も全て中止にしまして、電話での相談のみにしておりますけれども、最近はその言っではいけないということで、経済的困窮者の相談に関しては、面会での相談も開始しております。相談ブースに透明な膜を張りまして、それで一応遮断するというような形で面談相談を開始しております。

委員

読み聞かせの活動ですので、自粛期間が明けてから幼稚園や保育園は再開しましたが、公民館も図書館もおはなし会は中止が続いています。学校の校長先生は、もちろんコロナ対策をしっかりとしたうえでのことですが「再開してもいいですよ」とおっしゃってくださったのですが、ボランティアの中にすごく不安視している方もいて捉え方が千差万別で、やはり自粛することになりました。ソーシャルディスタンスについてですが、文部科学省からの通達で「子ども同士1メートルの間隔をあげましょう」となっているようです。あるところで読

み聞かせをしたのですが、今までのようなぎゅっと一箇所に集まって床に座ってもらうやり方でなく、1メートル間隔で椅子に座っている子どもたちに読み聞かせをしました。とても遠く感じました。動物も子どもたちもじゃれ合いながら育つと思うのですが、接触の機会とかこころの通い合いというのが、この距離感で育つ今の子どもたちは何か違いが生まれないだろうか、となんとなく不安に感じました。このままずっと同じ状態が続くとは思わないのですが、小さいこどものうちにこの距離を取るようと言われると、小さい子は純粋に受け取りますので、どうなっていくのかなとちょっと不安を感じた場面ではありました。

委員

保健所の方でも県の方針がありますので、各種事業、講演会、研修会等中心に中止にはなっていますが、私のいる保健予防課がコロナ対策の中心の課ではあるのですが、そうはいつでももう半年くらい経っていますので徐々に事業も始まっていますし、会議等もやはり必要なものは集まって実施する必要がありますので、このように換気をして距離をとってマスクをしてという形で行っています。また、訪問等も継続して行わなければならない人もいますので、それは継続して、やはりきちんとマスクをして距離をとって行っております。本当にコロナの対策をとることに加えた弊害といいますか、今色々なお話のなかで、コロナではなくて他の病気になるような状況もかなり生まれていますので、コロナの対策はある程度わかっていますので、きちんと対策をとった上で色々な事業をやっていたらいいのではないかなと思って、保健所では色々な予防方法をとって色々御相談させていただいているというところです。

委員

警察からですが、警察消防急送で呼ばれた現場にいらっしゃる方と接触する可能性は避けられないので、この部分に関して昔と違うような制約をしているかというところとそういう制約は特にありません。ただ、接する方の情報をきめ細かく確認をして、感染の可能性があれば一般の基準よりも少し強めにしてそれに対応した勤務員を勤務から外して、コロナの検査を受け、結果が出るまでは休むというような体制をとっております。県内54か所の警察署がありますが、どこの警察署も現場対応をする必要がありますので、危険性はどこも同じに背負っているというところがあります。本部系の会議ですとか外郭団体の方とか、いわゆるキャンペーン、これは本部の方から必要最小限、基本的にはしないということで、今本部系の会議等が書面示達になっております。生活安全課長会議についてもしておりません。そのような中で、皆さんに対して情報発信はしなければいけないというところで、どうしたらいいのだろうということを色々考えました。今回の題目にもなっている自殺の部分に関しては、6月にタウンニュースさんからの申し入れがありまして、防犯特集号ということで全部警察の内容にさせていただく増刊号として発刊することができました。その中で高齢者の詐欺の関係、お子さんの学生さん向けにはインターネット、特にSNSの利用に関するよう

な記事を組みまして全部で8ページにして発刊させていただきました。この効果かどうかはわからないのですが、数的には若干、特殊詐欺は減少傾向にあるのですけれども、今、ウイルスと一緒に形を変えて手口が進化しています。今の詐欺はだましてお金をとってしまうのではなく、キャッシュカードの暗証番号や電話番号を事前に聞いたうえで、カード自体を持って行ってしまっけて引き落とすというのが県下で増加中です。幸いその部分の特集で組んだこともあり、還付金なども含めて詐欺の件数は、当署管内は他署に比べて周辺部署に比べてもかなり低い形で、マイナスという結果になったのでタウンニュースさんとのコラボは効果があったのかなと思っています。インターネットでは、地域ですとかいわゆる自分の倫理観をもった大人の方が見る分にはインターネットはいいのですが、お子さんたちの部分でいえば色々注意してみなければならぬ部分がたくさんあります。例えば、自殺のやり方みたいなものが書いてある闇サイトのようなものも実際あります。これに関して警察は何かできるのか、やはり警察なので、立法のつくった法律に基づいた対策しかとれないというのが現状なのです。具体的にインターネットの世界については、児童ポルノの関係は法制化ができておりますので、それに対して民間の方とタイアップして、個々の連携の単位ではなく警察庁の単位で監視をして、違法情報を集約して、それに対して具体的な違反を各県警が地域性をもって分担して立件処理をするという体制ができています。この自殺のサイトみたいなものに関しては、今のところバックアップとなる法律が明確なものはありません。今回、芸能人の方がネットでの誹謗中傷で自殺された件では、それに関する調査に関して警察に協力を惜しまずにやろうという流れにはなっています。ただ、根本的な部分で自殺サイトを個別に警察で何ができるかといったら、実際にそれで亡くなられてしまった方が出た時にいわゆる幫助的な扱い、個別の案件としてしか捉えることができないのです。これから先の課題は、諸々我々現場の警察官で対応できる話ではないのですが、大きな流れとして、立法の中でそういうサイトについて罰則を設けないにしても規定を設けて、いわゆる表現の自由の部分も考慮しても有害な情報については削除できるような取組というのを考えていかなければならないのかなと思います。

委員

障がい者の関係の職業相談を行っているのですが、例年近隣のハローワークと協同で障がい者の面接会というのをやっていますが、それに関してはこのような状況ということなので、合同ではなく単独で、新しい生活様式に基づいた完全予約制で行うという形で、様々なイベントについて新しい生活様式を取り入れてコロナの拡大の防止に努めた形でイベント等っております。

オブザーバー

教育委員会ですけれども、学校の活動ですが、授業、例えば体育なんかですと、やはり感染リスクがあるので実施できない種目もありますので、工夫をしながら実施をしていると

ころです。運動会も例年通りの同じような形では難しいので、工夫をしながら実施をする方向で検討をしているところです。また、中学3年生の修学旅行ですが、例年5月から6月にかけて実施しているのですが、今年度は、5月6月はできませんでした。今現在は、年内は実施を見合わせて年明け以降に延期ということで、各学校が行先や日程などを検討している状況です。

委員長

様々な御発言をいただきました。コロナ禍という状況は、先ほどお話にもありましたけれど、ソーシャルディスタンスを保たなければならないという意味では、人と人とを分断してしまうような側面がやはりあるのだらうなと思っております。そのような中でも皆さんが色々工夫をされて取り組んでいることをお聞かせいただきまして大変素晴らしいなと思っております。これからもこのように情報共有をしていながら、お互い皆さん連携、協力できることがございましたらよいのかなと思っております。これからの気付きになるような御発言を数々とありがとうございました。

【議題4】

議題4（その他）については、特になし。